

議第54号

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第20項とし，附則第17項を附則第19項とし，附則第16項の前の見出しを削り，同項を附則第18項とし，同項の前に見出しとして「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第15項を附則第17項とし，附則第11項から附則第14項までを2項ずつ繰り下げ，附則第10項の前の見出しを削り，同項を附則第12項とし，同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第9項を附則第11項とし，附則第8項の前の見出しを削り，同項を附則第10項とし，同項の前に見出しとして「(住居手当に関する特例)」を付する。

附則第7項の次に次の2項を加える。

(昇給の基準に関する暫定措置)

8 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における第5条の規定の適用については，同条前段中「第4条」とあるのは，「第4条（同条第3項にあっては，京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成30年

月 日条例第 号。次項において「職員給与一部改正条例」という。) 附則第2項の規定により読み替えて適用する同条第3項)」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

9 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条中「第8条」とあるのは、「第8条(同条第1項にあっては、職員給与一部改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項)」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

教職員の給与を改定する必要があるので提案する。